



事業主向け

給付 (せらる)	売上が 50%以上減少 した場合	持続化給付金	上限： 中小 200万円、個人事業者 100万円 対象：売上が前年同月比で 50%以上減少 している事業主	経済産業省「中小企業 金融・給付金相談窓口」 0570-78-3183
	売上が 30%以上50%未満減少 した場合	福岡県独自制度 中小企業緊急支援金	法人： 上限 50万円 、個人事業者等： 上限 25万円 国の「持続化給付金」の対象とならない売上 30～50%減の事業主	福岡県中小企業振興課 092-643-3420
	雇用の維持を図るための休業手当に対して補償	雇用調整助成金 (新型コロナ特例措置)	対象労働者： 1人1日 8,330円上限 助成率： 中小企業 9/10 大企業 3/4 休業補償6割を超える部分は、10/10助成	福岡労働局「福岡助成金センター」 092-411-4701
	学校等休業による補償 (雇用労働者向け)	小学校休業等対応助成金	対象：小学校等休校で労働者が有給休暇取得した場合 助成額： 1日当たり 8,330円 を上限で賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター 0120-60-3999
	学校等休業による補償 (フリーランス向け)	小学校休業等対応支援金	対象：小学校等休校で休業したフリーランス 助成額： 1日当たり 4,100円	福岡県新事業支援課 092-643-3449
	新たな取組を始める事業主	福岡県独自制度 新たな経営改革の取組支援	対象：売上高が前年同月比15%以上減の事業主 例) デリバリー、テイクアウト等 給付額： 上限 50万円 補助率 3/4 ※経営革新につながる新たな事業の取組を幅広く支援	福岡県中小企業振興課 092-643-3423
	テレワークを実施する企業を支援	福岡県独自制度 テレワークの導入支援	国の「IT導入補助金」に上乗せ 国の補助率： 2/3→国+県の補助率 3/4	福岡県観光振興課 092-643-3456
	宿泊事業者の感染予防策を支援	福岡県独自制度 宿泊事業者の感染防止対策支援	給付額： 上限 50万円 補助率 3/4 ※福岡市・北九州両政令市除く	福岡県園芸振興課 092-643-3574
需要が激減している花の消費を支援	福岡県独自制度 「花あふれるふくおか」推進	民間企業がオフィスや店舗で飾る花： 1回 2万円 (企業 1万円別途負担) 花き産地が地元公共施設で飾る花： 1産地 27万円		
貸付 (かりる)	資金繰りのため 融資を受けたい	新型コロナウイルス感染症特別貸付	対象要件： 売上高が5%以上減少 融資利率： 中小企業事業 1.11% 国民生活事業 1.36% 金利引下げ (3年間を上限に▲0.9%) 実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額： 中小企業事業 3億円 (金利引下げ・利子補給の限度額 1億円) 国民生活事業 6千万円 (金利引下げ・利子補給の限度額 3千万円) 融資期間：設備資金 20年以内 (据置 5年以内) 運転資金 15年以内 (据置 5年以内)	日本政策金融公庫 福岡支店 092-431-5296 (中小企業事業) 092-411-9111 (国民生活事業) 北九州支店 093-531-9191 (中小企業事業) 093-541-7550 (国民生活事業)
		新型コロナウイルス対策マル経融資	対象要件：商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上高が5%以上減少 融資利率： 1.21% 金利引下げ (3年間を上限に▲0.9%) 実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額： 1千万円 融資期間： 設備資金 10年以内 (据置 4年以内) 運転資金 7年以内 (据置 3年以内)	○取引のある金融機関 ○福岡県信用保証協会 0120-112-249
		セーフティーネット保証 (4号・5号) 危機関連保証	返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり 前年比売上15%以上減： 100%保証 5%以上減： 80%保証 ※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります	
		福岡県独自制度 「新型コロナウイルス感染症対応資金」	対象要件： 売上高が5%以上減少 融資利率： 実質無利子 (3年経過後は1.3%) (売上が15% (個人事業主は5%) 以上減少した方) 保証料率： 0% (売上が15% (個人事業主は5%) 以上減少した方) 限度額： 3千万円以内 融資期間： 10年以内 (据置 5年以内)	福岡県中小企業振興課 092-643-3424
		福岡県独自制度 福岡県制度融資 緊急経済対策資金	対象要件： 売上高が5%以上減少 融資利率： 1.3% 保証料率： 0% (売上が15%以上減少した方) 限度額： 1億円以内 融資期間： 10年以内 (据置 2年以内)	○取扱金融機関 ○各地区商工会議所・商工会
猶予・減免 (ほす・くらす)	収入が減少したので税の減免をしたい	固定資産税・都市計画税減免制度	対象：2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率 減免率： 30%～50%未満 1/2 50%以上 全額	太宰府市税務課
	社会保険料の支払いができない	健康保険料 厚生年金保険料猶予制度	事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される	健康保険協会・日本年金機構